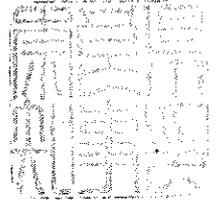




会局総第125号  
令和3年1月26日

奈良県公契約審議会  
会長 山崎 靖子 様

奈良県知事 荒井 正 吾



奈良県公契約条例に係る運用方針等について（諮問）

標記について、奈良県公契約条例第18条の規定により、下記のとおり審議願います。

記

社会的な価値の勘案基準の改正について

# 障害者雇用促進に向けた「社会的な価値の勘案基準」の改正について（案）

## 現状等

- ・ 公契約条例においては、障害者雇用促進のため「障害者の実雇用率」により社会的な価値の評価を行っている。  
 （現基準）
  - ・ 法定雇用率（2.2%）を遵守している場合に評価（加点）
  - ・ 県加点基準（3.3%〈法定雇用率の1.5倍〉）を満たしている場合に上乗せ評価（加点）
- ・ 令和3年3月、法定雇用率が2.3%に引き上げられる予定である。

## 法定雇用率及び県加点基準等

法定雇用率	法定事業者の基準 （従業員数）	県加点基準	県加点基準の考え方
2.0%	50人以上	3.0%	○法定雇用率の1.5倍 3.0% ○県内企業の上位15%の実雇用率 3.0%
2.2%	45.5人以上	3.3%	○法定雇用率の1.5倍 3.3% ※新基準は、H30.7.18より適用
<b>2.3%</b> (R3.3.1~)	43.5人以上	<b>3.5%（案）</b>	<b>○法定雇用率の1.5倍 3.5%</b> ※新基準は、R3.7.16より適用（予定）

## 新たな基準の考え方（案）

県内において、障害者雇用が広まっているが、まだまだ障害者に就業希望者がおられることから、**障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、県加点基準についても、「障害者の実雇用率3.5%」（法定雇用率の1.5倍）に引き上げを行う。**

<参考>

- ・ 県加点基準は、小数点以下二位を切り上げにより設定
- ・ 条例制定時と同様に、実雇用率上位15%を基準とすれば、3.9%となり、現在の県加点基準3.3%からは大きく上昇する。
- ・ 法定雇用率の改正に伴い、法定事業者の基準も従業員数43.5人以上となり、障害者雇用が求められる事業者の範囲が広がることを配慮。

# 障害者雇用促進に向けた「社会的な価値の勘案基準」の改正について（案）

## 改正案

## 現行

### I 評価の方法等

#### 1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新)
		登録なし	0	
障害者の雇用の状況	雇用人数 ・法定事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較 ・その他の事業者(常用雇用労働者数43.5人未満)の場合、障害者雇用の有無	雇用率が3.5%以上 ・障害者雇用状況報告書①欄が3.5%以上の場合	2%	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告) 第1号様式
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書②欄が0の場合	1%	
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書②欄に数値がある場合(0.5人も含む)	0	
		障害者の雇用あり	2%	
障害者の雇用なし	0			
保護観察対象者等の雇用の状況	協力雇用主登録の有無 (下記に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までの登録の有無	0.2%	第2号様式
		登録なし	0	
	更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無 雇用なし	2% 0	

#### 2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置 ▲2%×回数(上限▲6%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年の間における違反の回数	▲2% ～▲6%	会計局総務課に確認
		違反なし	0	

### I 評価の方法等

#### 1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新)
		登録なし	0	
障害者の雇用の状況	雇用人数 ・法定事業者(常用雇用労働者数45.5人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較 ・その他の事業者(常用雇用労働者数45.5人未満)の場合、障害者雇用の有無	雇用率が3.3%を上回る ・障害者雇用状況報告書①欄が3.3%以上の場合	2%	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告) 第1号様式
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書②欄が0の場合	1%	
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書②欄に数値がある場合(0.5人も含む)	0	
		障害者の雇用あり	2%	
障害者の雇用なし	0			
保護観察対象者等の雇用の状況	協力雇用主登録の有無 (下記に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までの登録の有無	0.2%	第2号様式
		登録なし	0	
	更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第88条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無 雇用なし	2% 0	

#### 2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置 ▲2%×回数(上限▲6%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年の間における違反の回数	▲2% ～▲6%	会計局総務課に確認
		違反なし	0	

(参考) 第1号様式・・・障害者雇用状況報告書 第2号様式・・・保護観察対象者等雇用に関する証明書